令和８年度
下水道排水設備指定工事店講習会

公共ます新設等工事に関すること

富山市上下水道局
給排水サービス課
下水道排水サービス係

（この欄には補足事項が記載されています）

手続きの流れ

R8改訂

①台帳や現地調査等で公共ます新設の要否を確認。

②**上下水道計画課**に事前確認申請書、位置図、公図、全部事項証明書を提出（**事前確認**）。

③上下水道計画課からの連絡を受けてから、給排水サービス課に公共ます新設の申請書を提出。（その際に事前確認結果通知書を受け取る）

④道路占用申請許可の連絡を受けたら、**工事決定等承認通知書及び占用許可書の写し**を受領後に着工。

2

・婦中、八尾、大沢野地域や下水道処理区域内で下水道本管が未整備の場合、上下水道計画課に公共ます布設要望の申請を行うことで、公費で設置できる場合があるので確認すること（令和８年時点の情報です）。

・上下水道計画課からの事前確認通知書は、受益者負担金や区域外申請について、申請者に伝わらないというトラブルを防ぐ目的があるので確実に手渡すこと。

下水道台帳は「インフォマップとやま」で



パソコン・スマホで窓口と同じ下水道台帳を提供中

「公共下水道」に加え
「農業集落排水処理施設」
「コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）」
の情報も提供中

詳細は「排水設備工事の申請に関すること」で説明します



申請書類

様式等は「富山市　公共ます新設」で検索



申請時の提出書類	サイズ	道路種別ごとの部数				備考
		市道	国道県道	私道	法定外	
公共下水道施設における工事等承認申請書	A４	1部	1部	1部	1部	下水道法第16条の規定に基づくもの 様式あり
公共ます及び取付管新設等申請書	A４	1部	1部	1部	1部	様式第１７号
位置図	A４	2部	4部	2部	2部	施工箇所が中央になるよう調整する
計画平面図	A４	1部	3部	1部	1部	公共ますの位置が特定できる寸法を記入 （上流人孔からの距離等）
取付管布設断面図	A４	1部	3部	1部	1部	公共ますタイプ1、タイプ2の様式あり
アスファルト舗装復旧断面図	A４	1部	3部	1部	1部	市道、県道の様式あり
道路占用申請図面	－	1部	3部	－	1部	給水やガス等、同時に工事を行うものも図面に記載する
計画工事工程表	－	－	3部	－	－	様式あり
工事現場の保安施設図	A４	1部	3部	1部	1部	
地下埋設物調査結果（電力・電話・ガス）	A４	各1部	各1部	各1部	各1部	「立会受付webシステム」の回答内容を各インフラごとに提出
着工前写真	A４	1部	3部	1部	1部	県道は3方向から撮影した写真 本管を黒線、取付管を赤線で表示
全部事項証明書及び公図		－	－	1部	－	全部事項証明書は、「私道の所有者」がわかるもの（写し可）
法定外公共及び公図						し可）
承諾書（用水・私道・農道等）						有者が存在

上記以外に別途道路管理者等から求められた書類の提出が必要となる場合があります。

用紙は原則Ａ４サイズ

4

・下水道法第１６条には「公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる」と規定されているため、この申請が必要となる。

・国道、県道は、提出部数に注意。計画工事工程表も必須となる。

・私道の場合は、取付管を布設する「私道の所有者」が分かる全部事項証明書と公図、その所有者の承諾書が必要。全部事項証明書も、布設する「私道のもの」が必要。

・法定外公共物の場合は、法定外公共物を管理する町内会や土地改良区の同意書と公図が必要となる。

・図面は原則として「Ａ４版」を使用する。

公共下水道施設における工事等承認申請書



公共下水道施設における工事等承認申請書

令和５年　４月　１日

（宛先）富山市上下水道事業管理者

申請者　住所　〒　９３０－００００
富山県富山市○○町×丁目１番１号
○○株式会社
氏名　代表取締役　下水　太郎

下水道法第１６条の規定に基づき、公共下水道施設に関する工事を行いたく、下記のとおり申請します。

記

新設する公共ます・取付管の規格を記載

場　所	富山市　○△○△　地内		
目　的	公共ます及び取付管を新設するもの		
申請物件	種　類	規格・規格	数　量
	公共ます	ふた：塩ビ製　φ20ｃｍ ふた：鋳鉄製　φ20ｃｍ タイプ：VU フリーインバート タイプ：VU 底付三方	1箇所
	取付管	VU φ150ｍｍ VU φ100ｍｍ	L＝5.00m
期　間	令和　５年　４月　１５日　から　令和　５年　５月１５日　まで		
工事施工者	株式会社××建設工業 担当者：　富山　次郎 TEL：　076-999-1234		
添付書類	①.位置図　②.平面図　③.縦断面図　④.道路占用図 ⑤.現況写真　⑥.その他（保安施設図、協議応諾書、同意書、工程表）		
備　考	添付書類は別途用意する必要はありません		

いわゆる「１６条申請」

- 様式及び記載例はＨＰに掲載
- 申請者は、新設等申請書と同じ公共ます工事の発注者（工事の施工業者ではない）
- 申請物件の欄には、公共ます、取付管の規格を記載
- 取付管の数量の欄は本管から公共ますまでの水平距離
- 「添付書類」欄の提出は不要（新設等申請書と兼ねるため）

これから説明する内容は

富山市公共ます及び取付管新設等申請に係る施工指針
に基づきます

富山市公共ます及び取付管
新設等申請に係る施工指針

2025 年 4 月

富山市上下水道局
給排水サービス課



改訂履歴

２０１６年４月　制　　定
２０２１年４月　第１回改訂
２０２３年４月　第２回改訂
２０２３年７月　第３回改訂（埋設標識シートについて改訂）
２０２５年１月　第４回改訂（公共ますと隣地及び量水器との離隔を追記）
２０２５年４月　第５回改訂（ユニバーサルデザインフォントへ書体を切替）

指針の内容は適宜改訂しています



計画(竣工)平面図

上流人孔からの距離と、
下流人孔からの距離も記入

公共ますを複数設置する場合は、
一枚の平面図にまとめて記入

【寸法の測り方】

人孔からの距離：
人孔の中心から取付管接続部まで

取付管延長：
取付管接続部から公共ます中心まで

公共ますの深さ：
公共ます底部から地盤面まで

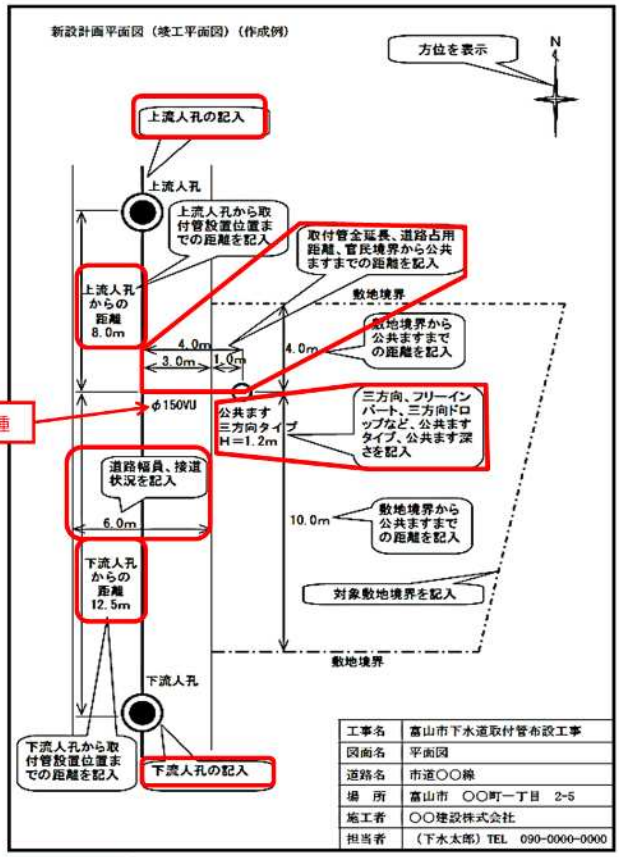

7

・記載内容は

上流人孔と下流人孔の位置	取出し位置の上流人孔からの距離
下流人孔からの距離	取付管全延長
道路占用距離	官民境界から公共ますまでの距離
取付管の管径管種	公共ますのタイプ
公共ます深さ	道路幅員
接道状況	敷地境界など

・特に人孔からの距離や取付管水平距離が、現地と異なる場合が散見される。
・竣工図面の情報が下水道台帳に登録されるので、正確な情報が求められる。

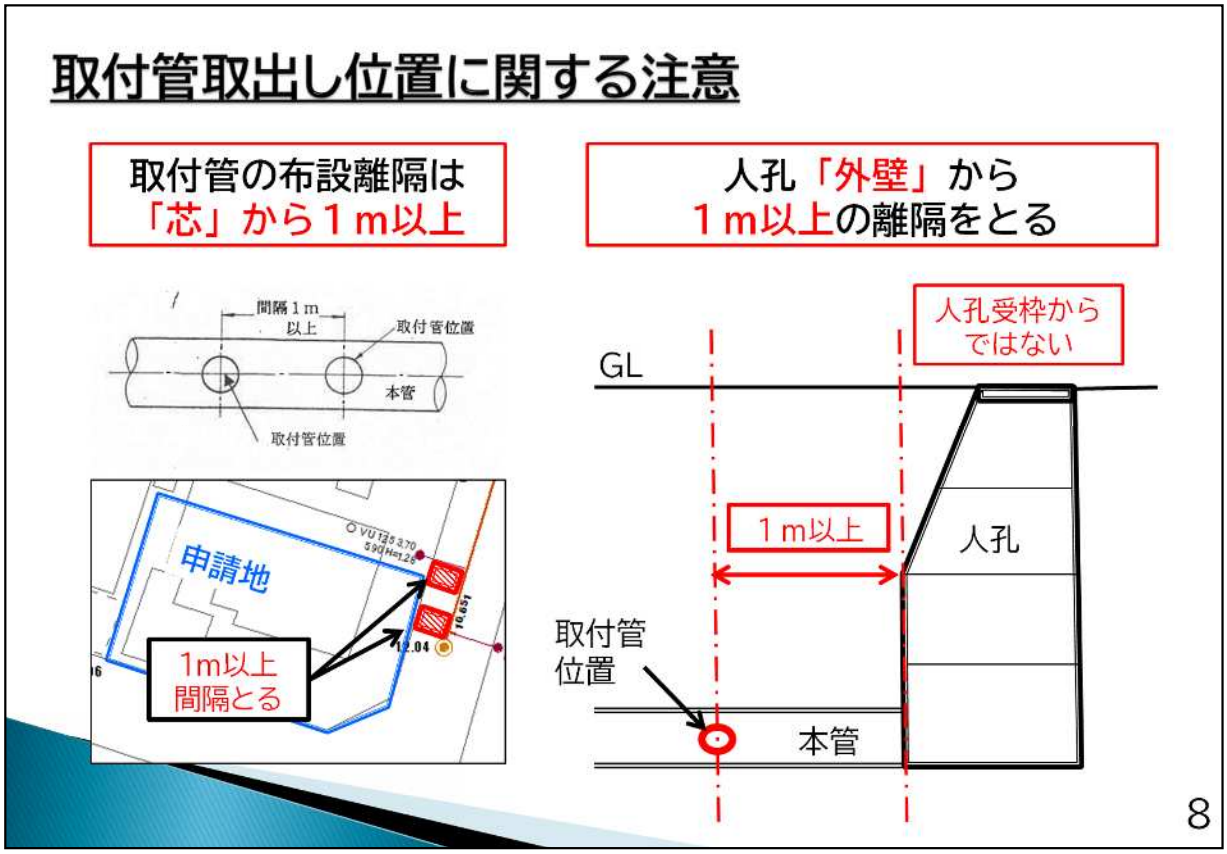

・取付管の設置間隔が狭いと適切な施工ができず、場合によっては本管の強度低下につながるとともに、維持管理の支障となるため、既設取付管から新規取付管は、芯から芯で１m以上間隔を開けること。

・人孔付近の工事は、人孔蓋の中心から２m程度離せば、外壁から１m以上は離れることとなる。

・さらに近くで取出したい場合は、人孔内を現地で確認するなど、調査を十分に行うこと。

・１号人孔の場合、人孔蓋は直径６０ｃｍだが、中の外壁は直径１．１ｍほどある。

敷地境界・量水器BOX間の離隔

公共ます設置位置は原則として…

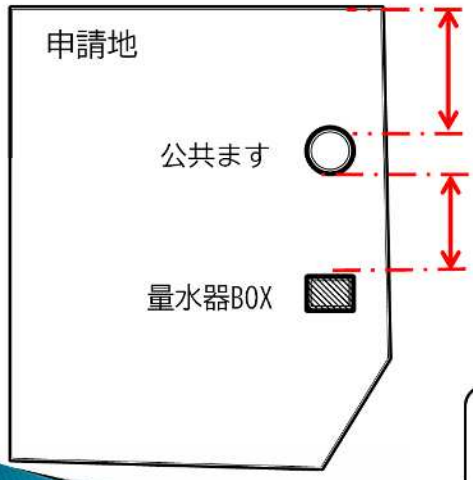

隣地境界線から
１ｍ以上の離隔

BOXと公共ますの端から
0.4m以上の離隔

近いと漏水修繕などの
維持管理に支障あり！



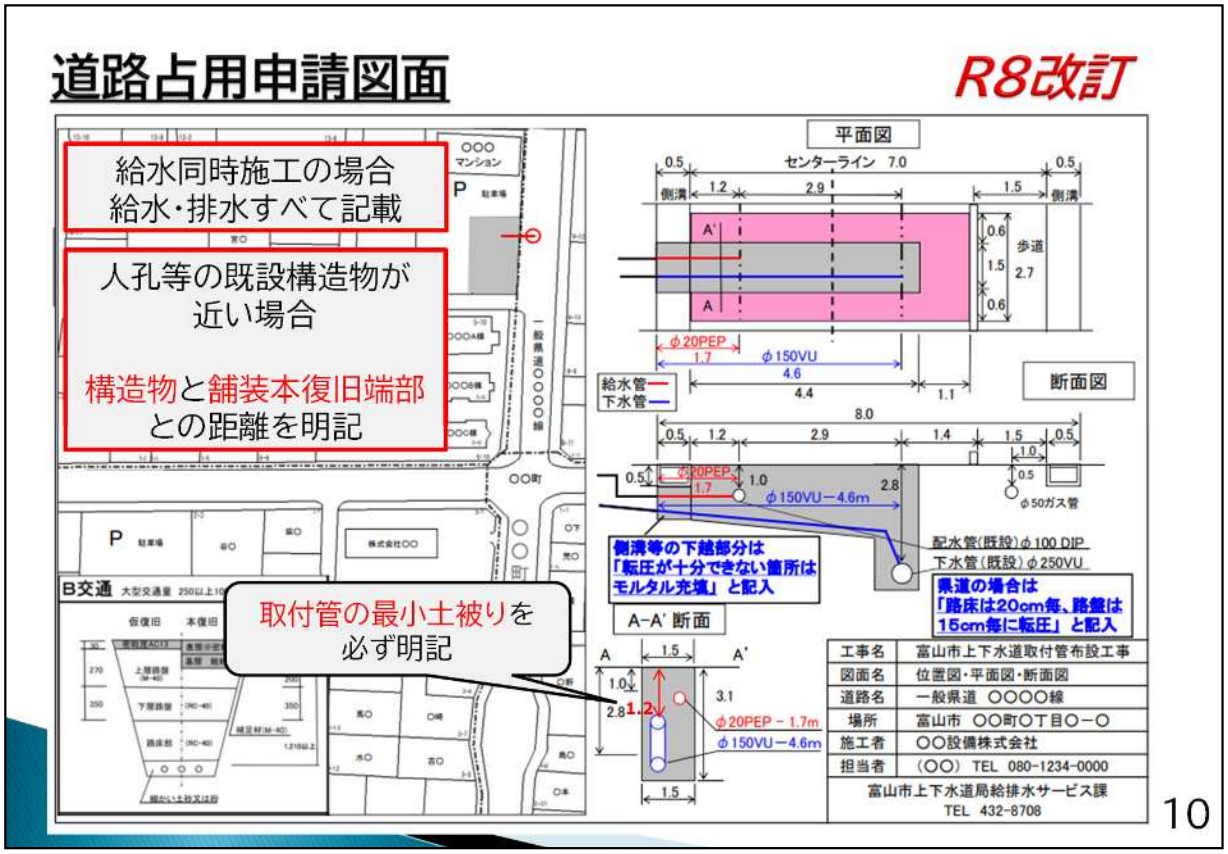

・道路管理者は、掘削方法、復旧方法を重視するので、内容が十分検討された図面であること。

・図面には、掘削幅、本復旧時の影響幅、占用物件の管種管径、占用延長、取付管の最小土被り、側溝幅等の距離を明記すること。

・給水管と取付管を両方を取り出す場合は、図面上で明確に判別できるように色分けすること。

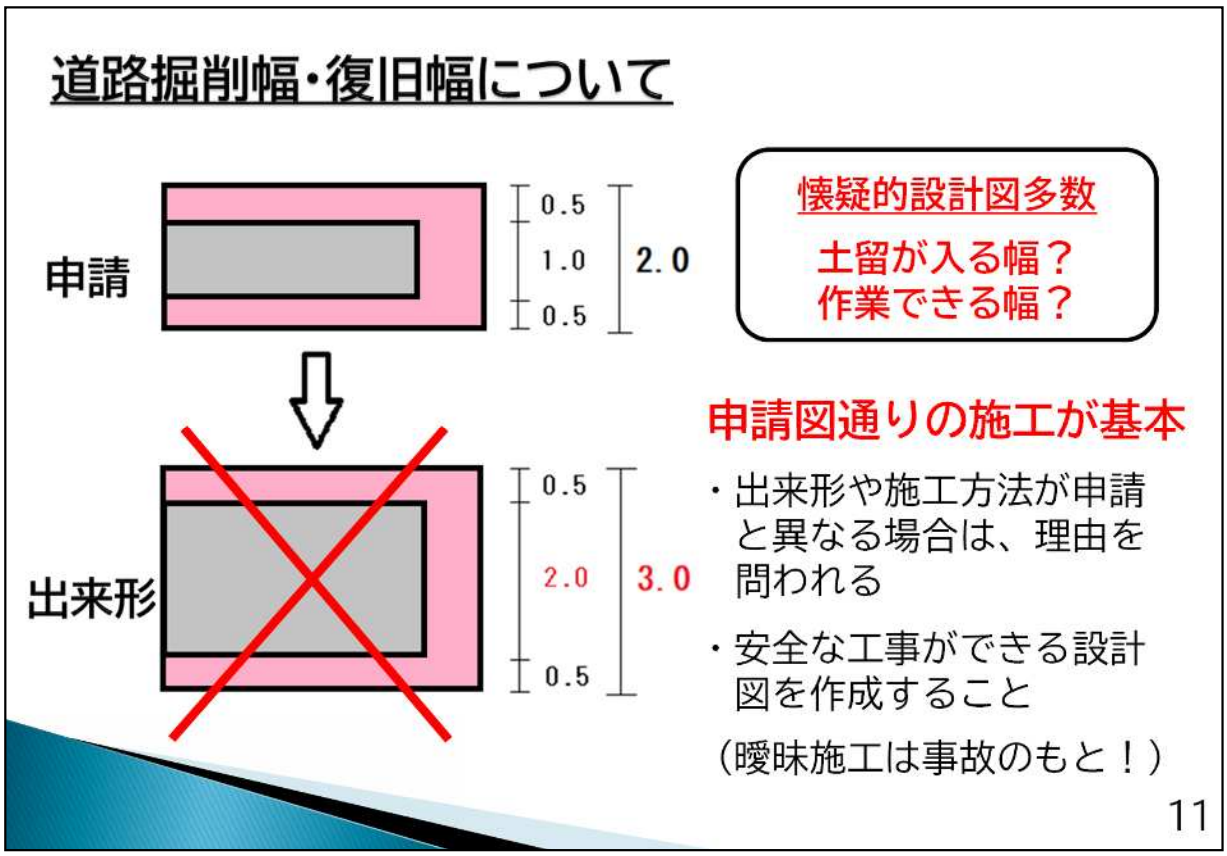

・道路管理者は、申請図面の内容に対して許可しているため、原則として申請図通りに施工しなければならない。

・出来形や施工方法が申請と異なる場合には、申請通りにできなかった理由の説明を求められ、変更申請の手続きなどが必要となる場合がある。

・事前調査、検討を念入りに行ってから図面を作成すること。

県道の舗装復旧

県道アスファルト舗装復旧断面図

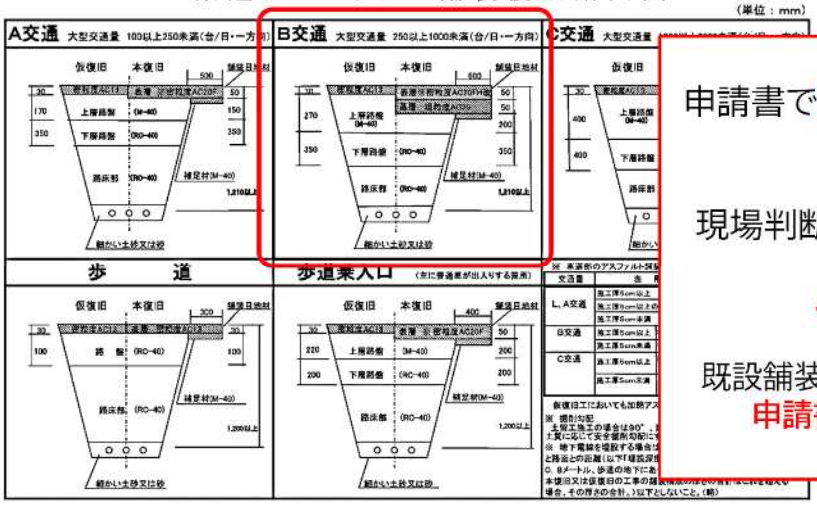

申請書でB交通（t=10cm）と明記
↓
現場判断で5cmで本復旧
↓
やり直し

既設舗装厚5cmであっても
申請書通りの復旧を

・冬期掘削規制期間（12/15～3/10）に注意
・申請は９月を目標に（規制に間に合わせる）

12

・冬期期間前の本舗装は余裕をみて１１月末までに終えるよう計画すること。逆算すると、工事自体は１０月までに施工することが求められる。

法定外公共物の確認

法定外公共物は上下水道局で確認できない

道路河川管理課　又は　土木事務所建設課　で確認
（市役所本庁舎内）（大沢野行政ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ内）

・市道の占用部分と法定外公共物の占用部分の色わけと凡例を記入
・平面図及び写真も同様に色分けする



13

・工事場所に法定外公共物が存在するか事前に確認すること。
・特に法定外「水路」は、見た目で判断できないので注意が必要。
・管轄する担当課で確認すること。
　旧富山市：本庁道路河川管理課
　それ以外：土木事務所建設課

地下埋設物に対する協議(1)

ガス・電力・電話の3インフラについて確認するのが原則だが…

㈱INPEXﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ(旧帝石パイプライン㈱)の配管布設箇所図

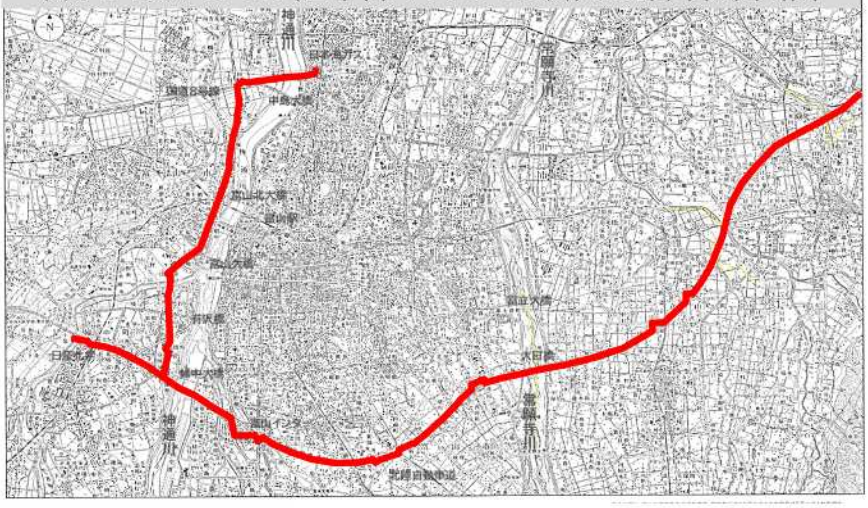

※パイプライン埋設道路内で工事する場合は、車線の何処に関わらず事前協議を

14

・株式会社INPEXパイプラインのガスパイプラインは北陸自動車道に沿って布設されており、さらに婦中大橋西口から北へ向かって県道の富山環状線に布設されている。

地下埋設物に対する協議(2)

原油パイプライン(四方地内)布設箇所図



※パイプライン埋設道路内で工事する場合は、車線の何処に関わらず事前協議を

15

・四方地区には、火力発電所の原油パイプラインが埋設されている箇所がある。

私道への取付管埋設に関する承諾書

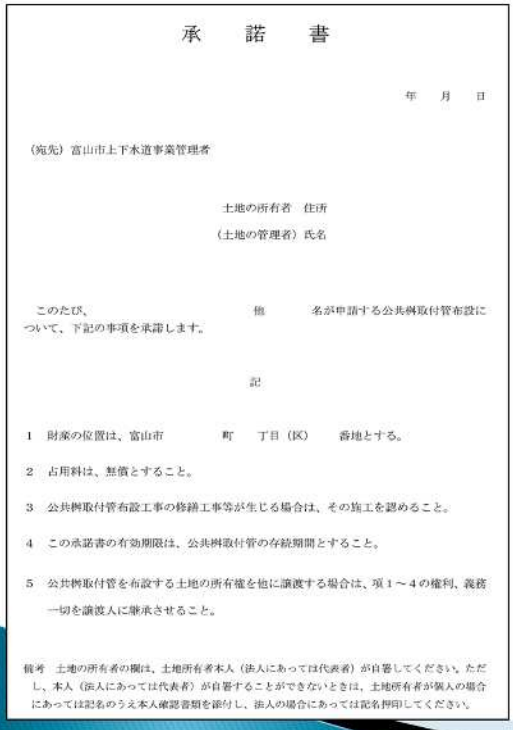

承　諾　書

年　月　日

（宛先）富山市上下水道事業管理者

土地の所有者　住所
（土地の管理者）氏名

このたび、　他　名が申請する公共桝取付管布設について、下記の事項を承諾します。

記

1　財産の位置は、富山市　町　丁目（区）　番地とする。

2　占用料は、無償とすること。

3　公共桝取付管布設工事の修繕工事等が生じる場合は、その施工を認めること。

4　この承諾書の有効期限は、公共桝取付管の存続期間とすること。

5　公共桝取付管を布設する土地の所有権を他に譲渡する場合は、項１～４の権利、義務一切を譲渡人に継承させること。

備考　土地の所有者の欄は、土地所有者本人（法人にあっては代表者）が自署してください。ただし、本人（法人にあっては代表者）が自署することができないときは、土地所有者が個人の場合にあっては記名のうえ本人確認書類を添付し、法人の場合にあっては記名押印してください。

・様式はホームページにあり

・地権者が承諾する内容は
1 財産の位置（占用する場所）
2 占用料は無償
3 修繕工事等の際は施工を認める
4 取付管が存続する限り本承諾は有効
5 土地所有権を譲渡する場合は、譲渡人にこの内容を継承させる

上記の承諾内容が含まれていない承諾書は受理しない

16

・同意事項が網羅されている、ホームページ掲載の様式を使用すること。

・承諾書は原則として土地所有者本人の自署だが、法人の場合は記名押印でも可。

地元への工事案内について

掘削工事を行っていると「公共工事」と思われる

・地元への工事案内は、「通行止」「片側交互通行」の種類に関わらず確実に行う。
・案内方法は、町内会長の指示に従う。（回覧の有無等）
・町内会長の所在確認は「地区センター」へ。
（地区センターの検索は、市ホームページで）

・これまでの「確認書」や「承諾書」は不要。
ただし、案内が徹底されていない場合は、再開する可能性がある。

地元の理解を得て工事を円滑に

現場管理について



常に「見られている」意識で



・警察署長の許可を得た交通規制方法で行う

・危険な状態で行わない（過去の通報事例）
　×敷き鉄板の下に人がいたまま車両が通行
　×土留めをせず掘削
　×ガス事業者などの立会がないまま工事開始

・後片付け、現場の整理も確実に実施する

18

「警察署に問い合わせをしたら、許可とは異なる方法で工事を行っている」
「敷鉄板の下に作業員がいるにもかかわらず、車両を通行させている」
という苦情が過去に寄せられた。
人も車も来ない現場でも「誰か見ている」という意識で施工するよう心がけること。

取付管支管





可とう支管を使用



ハンドル付可とう支管は、本管口径や管種に応じた製品が日々拡充されている。メーカー等に問い合わせ、適切な製品を使用する。

ゴム輪支管は使用不可



「付けてしまった」は
通用しない
やり直し

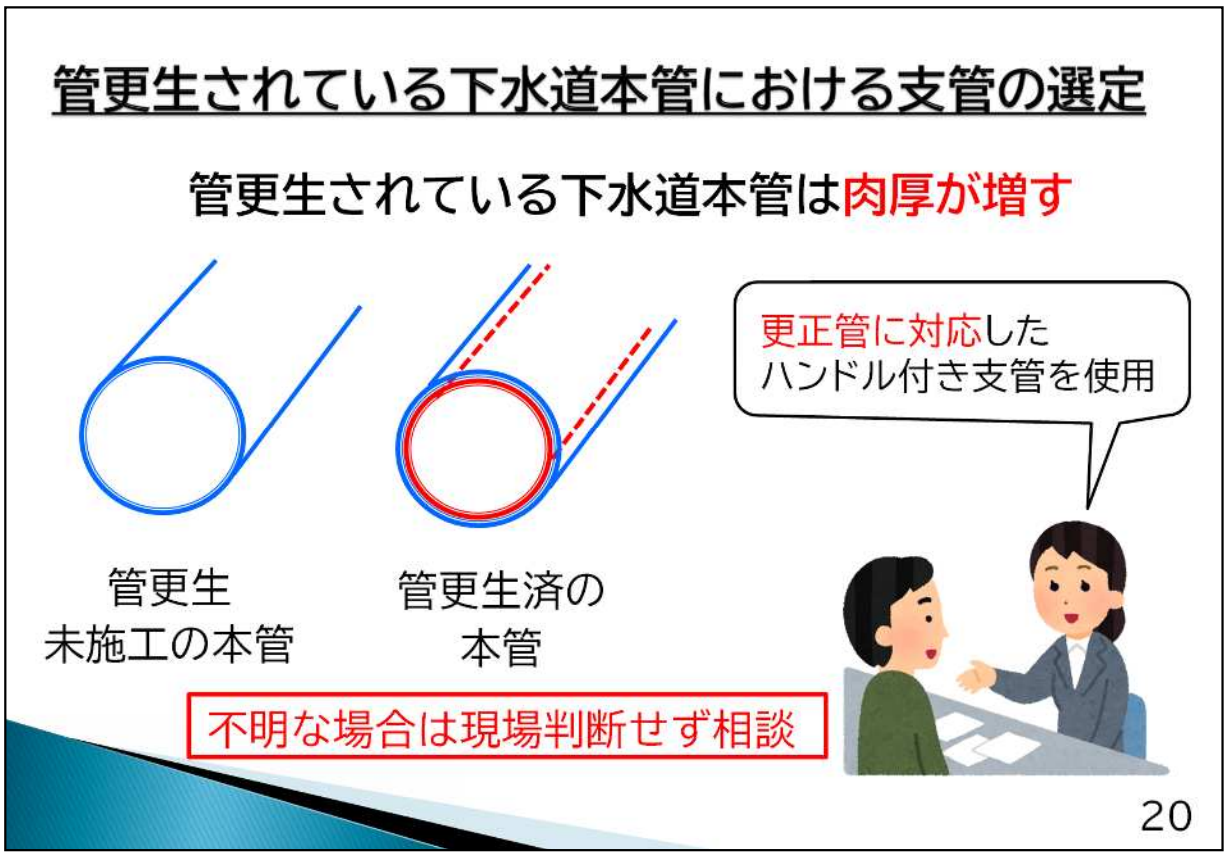

・下水道の整備後、相当な期間を経過した場所では、管更生（補修）が行われている箇所がある。

・更生済の下水道本管は、管の厚みが増すので、標準のハンドル付き可とう支管は使用できない。

・「更生管対応型」のハンドル付き可とう支管を使用すること。

・該当する製品が市中に出回っていない場合は、給排水サービス課と事前に協議すること。

ハンドル付き可とう支管施工上の注意





・本管のせん孔は、管種にあったホルソーを使用
・ヒューム管にサンダーを使用してせん孔しない
・本管に削孔機固定用アンカーを打たない

21

・ハンドルの締込みが適切でないと、下水道管に地下水や土砂が流入し、大変危険な状態になるため、締込みは確実に行うこと。

・ハンドルの回転数は、本管の管種やメーカーによって違うため、施工説明書等で確認すること。

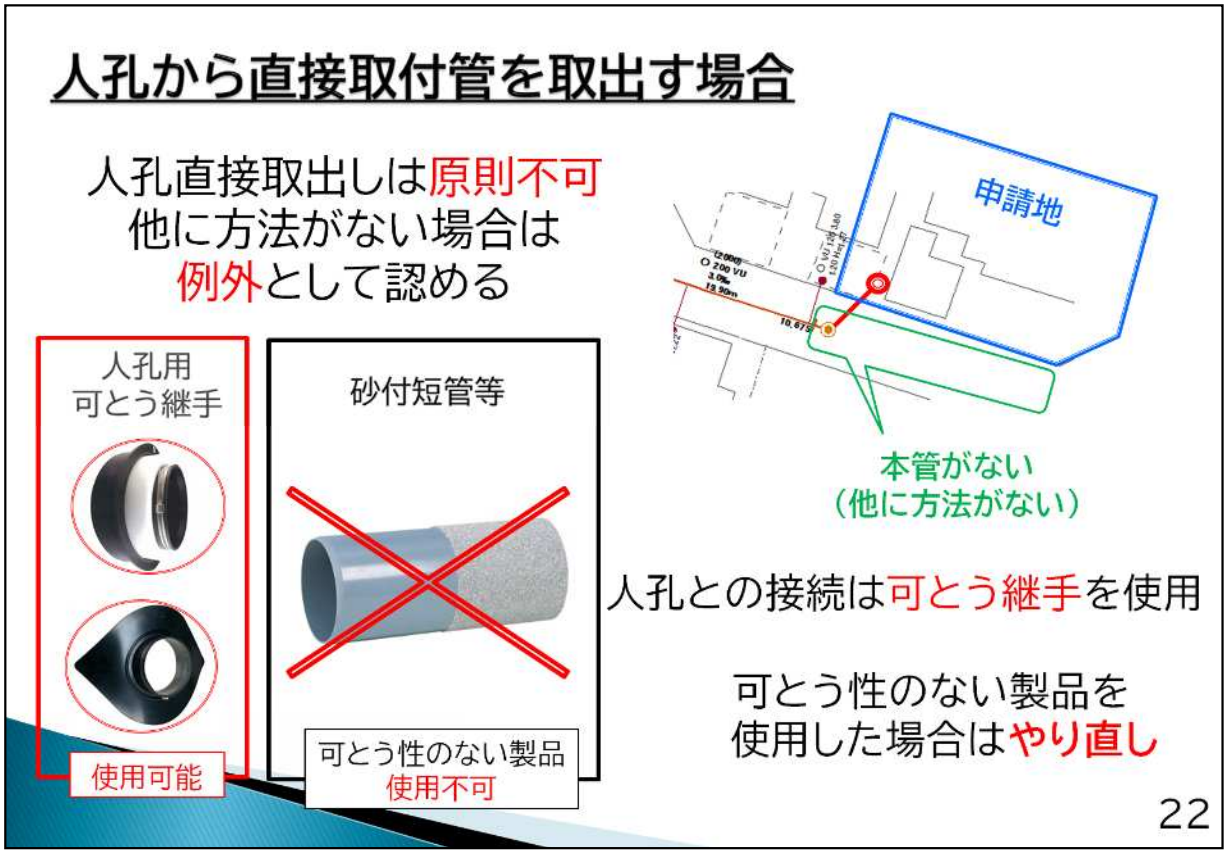

・申請地に下水道本管が面しておらず、起点人孔からしか取り出せない場合のみ、人孔直接取り出しを認めている。

・単に「本管が深いから」という理由では認められない。

・下水道本管から取り出すことが「極めて」困難であり、人孔から取り出す必要がある場合は、事前に下記と協議すること。

上下水道施設管理センター（富山地域）

上下水道サービスセンター（富山地域以外）

人孔への取付管の接続方法(1)

横　断　面　　平　　面

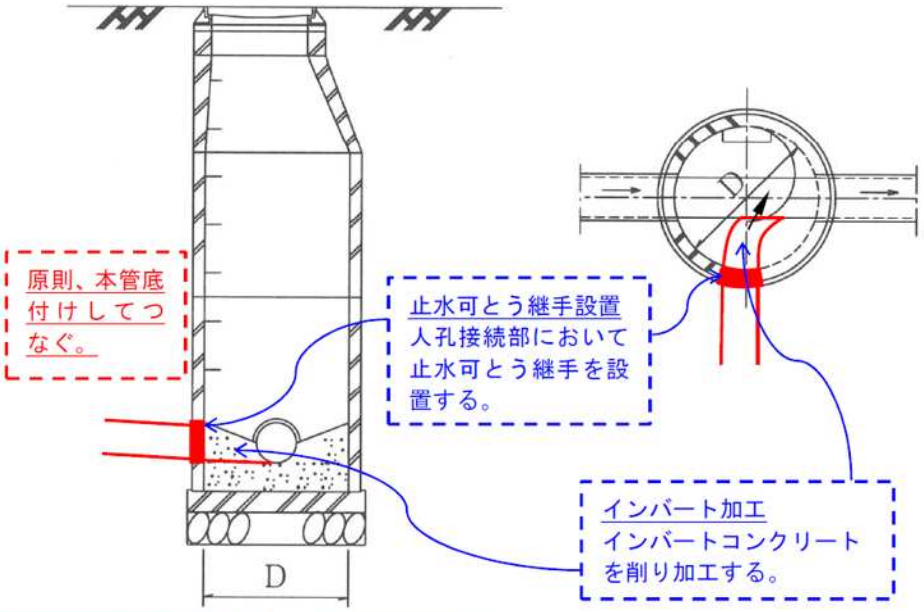

原則、本管底付けしてつなぐ。

止水可とう継手設置
人孔接続部において止水可とう継手を設置する。

インバート加工
インバートコンクリートを削り加工する。

人孔への取付管の接続方法(2)(内副管)

取付管を人孔内底付できない場合、
副管の設置を認める場合がある（要協議）

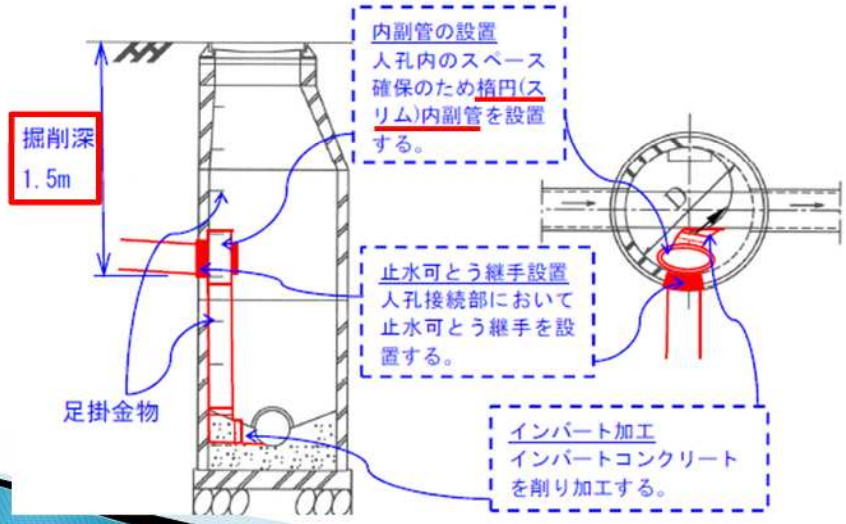

24

・内副管設置における注意点

掘削深は1.5m以上

直壁の継ぎ目から１０ｃｍ以上離して削孔する

副管が「足掛け金物（ステップ）」を避けられない場合は、ステップを移設する

楕円型の「スリム型内副管」を設置する

公共ますの仕上がり高さ

公共ますの地上高が高すぎると、破損の原因に
地上高は［GL＋3cm以下］で仕上げる

その後、造成等により高さが足りない場合は、かさ上げ対応

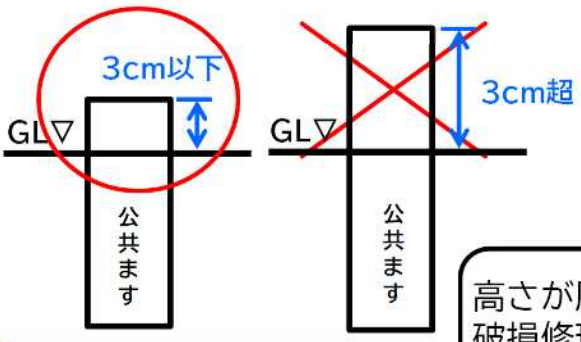



高さが原因による公共ます
破損修理は、上下水道局で
対応しません

写真提出時のチェックリスト

チェックリストの内容が確認できる写真を撮影

↓

舗装仮復旧までの写真一式と完成図と併せて本書も提出
（本書は確認後一旦返却）

↓

舗装本復旧後も、チェックリストの内容が確認できる写真を撮影

↓

施工後、本復旧施工写真一式と本書を併せて提出



給排水サービス課

富山市公共ます及び取付管新設等写真提出時のチェックリスト

提出日１（仮復旧まで）：　　年　　月　　日（局側でコピーして施工者へ一旦返却する）
提出日２（本復旧まで）：　　年　　月　　日（最終提出段階）

工事の施工者名：　　局側確認者：

仮復旧及び本復旧写真提出時に、以下のリスト太枠内にチェックを入れて写真と合わせて提出する。
（注：該当箇所すべてにチェックが入る。**確認できない場合、施工やり直しをお願いする場合があります。**）

項目	チェック内容	実施確認	写真添付	局側確認
1. 舗装切断	舗装版は、掘削直前に必要最小限の範囲でカットしたか。（掘削直前に舗装切断している写真をつけたか。）			
2. 取付支管	取付支管設置は可とう性簡易型を使用し、設置角度は45度を標準とし、それによらない場合は取付管底が本管の中心より上方に設置したか。（可とう性簡易型取付支管を設置した写真、取付管全体が分かる写真をつけたか。）			
3. 公共ます	3方向orフリーインバートタイプの公共ますを官民境界から1m以内、深さ80cm以上に設置したか。（箱尺を入れ、公共ますが設置された写真をつけたか。）			
4. 埋戻し	取付管の支管部、直管・曲管部は砂で巻き立てたか。（管の下部 10cm、上部10cmを確保し、十分に締固めている写真をつけたか。）			
	路床と下層路盤の間に下水用埋設標識シートを置いたか。（箱尺を入れ、路床最上面に下水用埋設標識シートを敷設した写真をつけたか。）			
	路床は一層の仕上厚が20cmを超えないように振動ローラorタンパで十分に締固めたか。（箱尺を入れ、各層全ての写真をつけたか。）			
	下層路盤、上層路盤は一層の仕上厚が15cmを超えないように振動ローラ又はタンパで十分に締固めたか。（箱尺を入れ、各層全ての写真をつけたか。）			
	掘削深1.5mを超える場合、土留工（軽量鋼矢板or建込み簡易土留め）を使用したか。（軽量鋼矢板or建込み簡易土留を使用した写真をつけたか。）			
	軽量鋼矢板 or 建込み簡易土留を使用して埋戻す際、埋戻土で埋まる部分の土留材を引抜後に転圧したか。（箱尺を入れ、土留材を段階的に引き抜きながら転圧した写真をつけたか。）			
5. モルタル充填	歩車道境界ブロック、横断暗渠、側溝、消雪等の道路構造物下を掘削した場合は、転圧できない部分をモルタル充填したか。（箱尺を入れ、埋戻しに合せ下・中・上と段階的にモルタル充填した写真をつけたか。）			
6. 密度試験	（県・国道の場合）上層・下層路盤において、現場密度試験を実施したか。（各路盤において、現場密度試験を実施した写真をつけたか。）			
7. 仮復旧	路盤最上面にアスファルト乳剤を全面散布し、指定の材料、舗装厚で仮復旧したか。外側線等が引かれていた場合、引き直したか。（箱尺を入れ、仮復旧側線等			
8. 本復旧				
	指定の材料、舗装厚で転圧・本復旧したか。外側線等が引かれていた場合、引き直したか。（指定の舗装厚で本復旧（側線等入）したことが分かる写真をつけたか。			

ホームページに様式あり
添付漏れが非常に多い

土工の施工管理

土工図を理解して施工

判断誤り多数
間違った埋戻しは
やり直しの可能性
（施工指針を参考に）
27・28ページ

路盤は15cmを超えない深さで

路床と路盤の間に埋設シート
シートは「ダブル」仕様
（アルミ蒸着でなくても可）

路床埋戻は20cmを超えない深さで
何層実施するのか事前に想定
しておく（間違い防止）

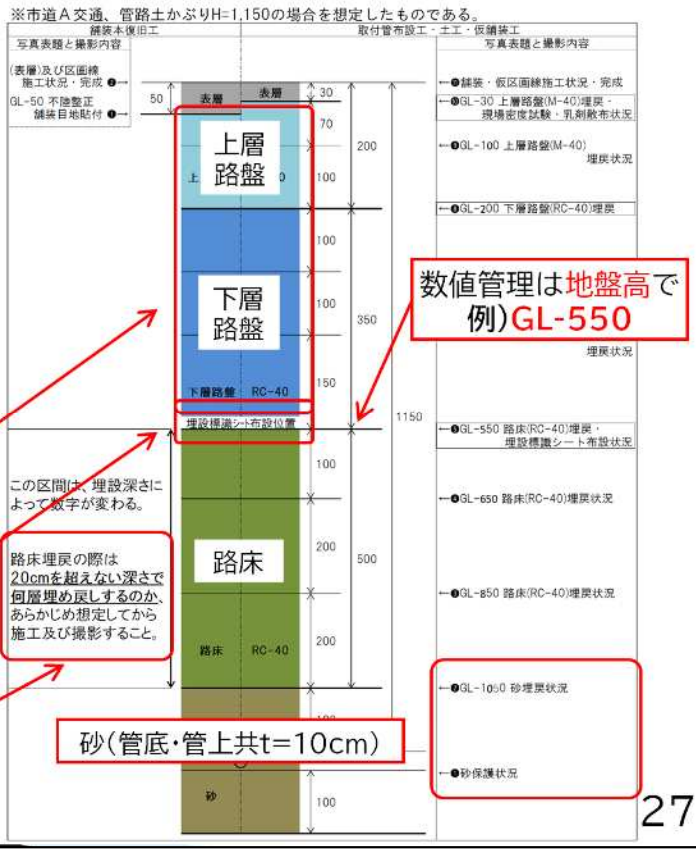

国・県道工事における提出書類

R8改訂

国道・県道における施工後の写真等は**2部ずつ**
（うち1部はコピーの提出可）

舗装仮復旧後	舗装本復旧後
施工写真 舗装の出来形測定表 上・下層路盤の密度試験報告書 路盤材料試験結果報告書	施工写真 舗装の出来形測定表 舗装の品質管理報告書 配合設計報告書

給水工事も同時に行う場合で、水道給水サービス係に提出済であっても
下水道排水サービス係にも提出すること

施工日の連絡と書類提出のタイミング

・施工日の連絡（電話可）
　→施工日の前日まで
　（給水同時工事の場合「給水工事も同時」と伝えて）

・完工図、施工写真、仮復旧写真
　→施工後すみやかに提出

・本復旧写真
　→本復旧後すみやかに提出



本復旧後にまとめて提出しない

公共ますの交換

R8改訂

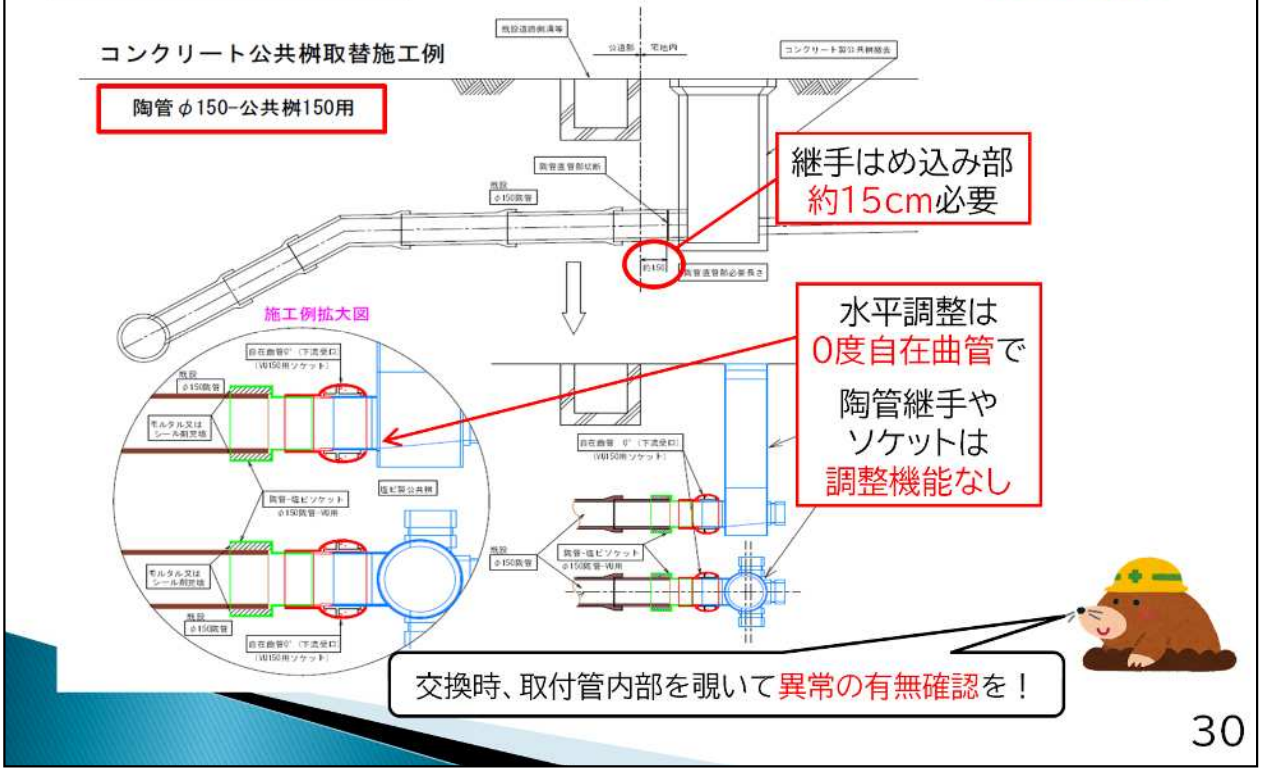

・公共ますの交換は、施工前に申請し、許可が必要。

・宅内排水設備工事と同時に交換する場合は、排水設備工事確認申請書提出時「同時交換」を申し出ることで、別途の申請は不要。

・変換ソケットとして陶管内に入れてゴム輪接続できる製品も使用可。

・交換時、取付管内の状態を可能な限り目視し、異常が認められれば給排水サービス課に連絡すること。

公共ます交換状況の写真撮影方法

着工前



陶管継手
接続状況



公共ます
設置状況



取付管

TP
150mm



公共桝の深さ



完了



取付管の管種がわかる写真
欄外に管種と口径を表記

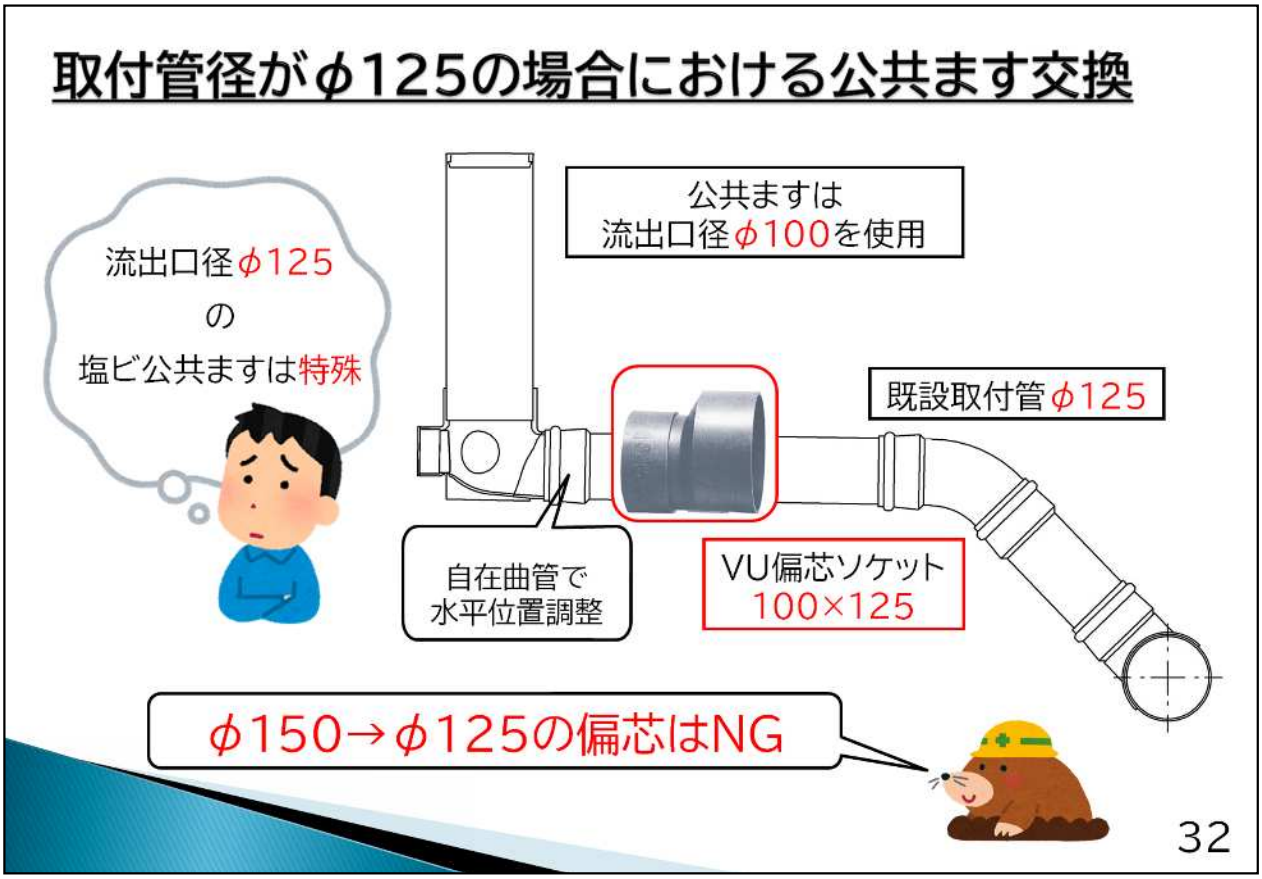

・公共ますの流出口径は１００を使用し、その後１２５に増径すること。
・偏芯ソケット等には、角度調整機能はない。
・公共ますの水平位置調整は、自在曲管で適切に行うこと。

公共ますの撤去

R8改訂

・下水道本管から取付管、公共ますまでは上下水道局の財産
・その土地の長期的な使用用途を見据えて慎重な検討を

公共ますを撤去し、官民境界位置で取付管の切断を行い、土砂流入しないように民地側からキャップ止め等、小口止めする必要がある。工事完了後、申請書（新設等と同じ様式）、位置図、台帳図（撤去したますに×印）、工事状況写真（施工前、小口止め、埋戻し後の各写真）を提出する。

【提出書類】

・申請時
申請書、位置図、台帳図

・完了後
写真

公共ますが敷地内に複数ある場合などで
排水設備工事と同時に撤去を行う場合でも
別途撤去の申請が必要

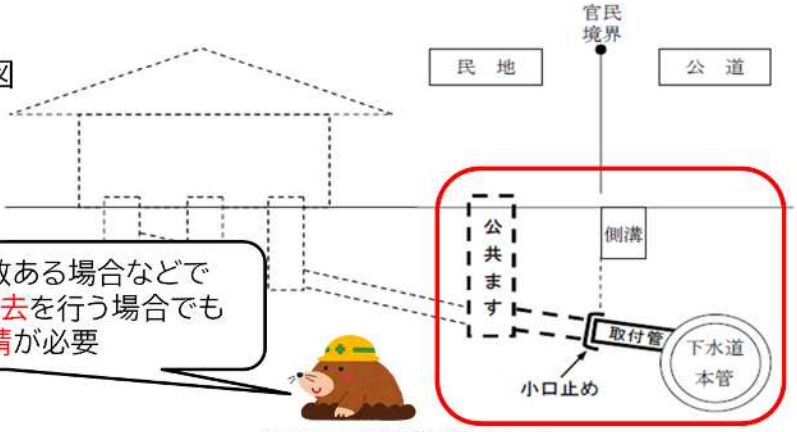

図 2-11 公共ます撤去後イメージ

33

・公共ますの撤去申請は、施工前に行い、承認されてから施工すること。
・排水設備工事と同時に、使用しない公共ますを撤去する場合でも、別途撤去の申請は必要（事前申請）となる。

公共ます撤去状況の写真撮影方法

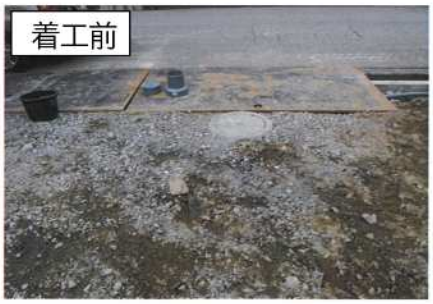





取付管の管種がわかる写真
欄外に管種・口径・深さを表記



管末処理状況がわかる写真

34

・取付管が陶管の場合は「陶管キャップ」か「陶管ソケットと塩ビ製キャップ」で止めること。

・モルタルでの小口止めは、やり直しの対象とする。

写真管理の一例（不適切な例）





工事の適否を確認する方法は「写真」
適切に施工した証拠も「写真」

不鮮明な写真は「やり直し」も

カメラの性能を理解し鮮明な撮影を
【見ている状況をそのまま撮影しているとは限らない】

35

・不可視部は、写真が唯一の証拠となる。

・特に周囲が明るいと、掘削部が暗く映り、肝心な部分が見えなくなる。ホワイトバランス等を調節して、適切な写真撮影に心がけること。